

# ■ 1 手当

①社会福祉課 内線2136

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
障害（児）者 扶助料	<p>障害を有する方に対して扶助料を支給します。</p> <p>&lt;支給額&gt;（1人当たり）</p> <p>○重・中度障害者 月額7,000円</p> <p>○軽度障害者 月額2,500円 （市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯）</p> <p>&lt;支給日&gt;</p> <p>9月・3月の25日 （土、日、祝日は前日）</p> <p>※申請月の翌月分から各支給月分まで支給します。</p>	<p>○重・中度障害者 身体障害1～3級 知的障害A・B級 精神障害1・2級</p> <p>○軽度障害者 身体障害4～6級 知的障害 C級 精神障害 3級</p> <p>※上記の手帳をお持ちの方</p> <p>※施設入所者は対象外（一部施設を除く）</p>	<p>1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</p> <p>2 対象者の預金通帳</p> <p>3 転入の方のみ 世帯全員の市民税課税又は非課税証明書</p>	①

④児童課 内線3155

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
遺児手当	<p>父又は母が重度の障害を有する児童（18歳以下〔18歳に達した日の属する年度の末日〕）を養育している方に対して手当を支給します。</p> <p>&lt;手当額&gt;（児童1人につき）</p> <p>1～3年目 月額 4,350円</p> <p>4～5年目 月額 2,175円</p> <p>6年目以降 支給対象外</p> <p>※所得が制限額を超える場合、支給停止となります</p> <p>&lt;支給日&gt;</p> <p>1月・3月・5月・7月・9月・11月の25日 （土、日、祝日は前日）</p> <p>※申請月の翌月分から各支給月の前月分まで支給します。</p>	<p>○身体障害1・2級</p> <p>○知的障害A・B級</p> <p>※上記の手帳をお持ちの方の配偶者</p>	<p>1 身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>2 申請者の預金通帳</p> <p>3 その他 個々に必要な書類があります。</p>	④

